

6月1日は、「人権擁護委員」の日

人権擁護委員は、女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題やインターネット上の人権侵害などで困っていることの相談に応じています。

相談は無料で、難しい手続きはありません。相談内容についての秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

定例相談日は、毎月第2木曜日午後1時から4時、会場は福社会館2階 会議室です。

◎町の人権擁護委員 原島 貞夫 (丹三郎) 小峰 京子 (南氷川)

受験生チャレンジ支援貸付事業

東京都では一定所得以下の世帯の子供を対象に「受験生チャレンジ支援貸付事業」を実施しています。

高等学校や大学など各種学校への受験料や、学習塾の授業料を無利子にて貸付をし、対象となる世帯の子供の教育機会の確保をする事業です。

また、入学した場合には返済が免除されます。(償還免除)

申し込みには、対象要件などがありますので、詳細な内容についてはお問い合わせください。

※申し込み、問い合わせは、社会福祉協議会 ☎ 83-3855

非課税世帯等エアコン購入費助成事業

熱中症などによる健康被害の予防を図ることを目的に、経済的な理由により自宅にエアコンを設置していない世帯などに対し、エアコンの購入および設置に要する費用を助成します。
〔対象者〕

町に住民登録があり、実際に居住している世帯で、自宅にエアコンが1台もない、故障中により使用できるエアコンが1台もない、または、平成28年以前に製造されたエアコンのみを使用している世帯で次のいずれかに該当する世帯

- ①令和7年度住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯
- ②令和8年度住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯
- ③児童扶養手当受給世帯

〔対象製品〕

- ・事業用のエアコンは対象外です。
- ・申請前に設置されたエアコンは対象外です。
- ・同じ住宅に住んでいる複数世帯からの重複申請は対象外です。



〔対象経費〕

- ①エアコン本体購入費用
- ②配送費
- ③設置費(設置に係る工事費を含む)
- ④撤去費

〔助成金額〕

対象経費の総額の実支出額と10万円と比較して少ないほうの額(上限10万円)。

東京都が実施している東京ゼロエミポイント事業との併用が可能です。

〔申請期限〕11月30日(月)まで

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777